【件名】ACT政府発表:3月11日(木)以降にブリスベン地域に訪問歴のある人への対応 (COVID-19 関連)

●3月28日(日)、ACT政府は発表を行い、Brisbane City Council または Moreton Bay Regional Council に3月11日(木)以降に滞在歴のある人に対して、直ちに新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果が出るまで自己隔離することを、3月28日(日)正午以降義務づけました。発表の詳細は、下記からご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/update-for-travel-advice-for-greater-brisbane

●その中でも、クイーンズランド州政府が指定する濃厚接触(Close Contact)の可能性があった地点(下記リンク先参照)に特定の時間に訪問歴のある人は、直ちに14日間自己隔離し、検査を受け、ACT保健局(電話:02 6207 7244)に連絡する必要があります。また、一時的な接触(Casual Contact)の可能性があった地点(下記リンク先参照)に特定の時間に訪問歴のある人は直ちに検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離する必要があります。

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing

●また、ブリスベン地域(Greater Brisbane)(具体的には、City of Brisbane、City of Ipswich、Logan City、Moreton Bay Region、及びRedlands City)に3月11日(木)以降に滞在歴のある人は、ACT保健局に対してオンラインで申告する必要がありますので、下記リンク先から、申告をしてください。

https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR

●トランジットでブリスベン空港を利用した人は、上記措置の適用対象外になります。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト: https://www.health.gov.au/news/health-

alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete